

定款

§1 名称、所在地、会計年度

本会の名称は“ライン・ネッカー友の会“(ライン・ネッカー地域在住の日本人のための互助会)とし、ハイデルベルク地方裁判所の公益法人登記簿に登録する。登録後は“e.V.”と付記する。

本会はその所在地をハイデルベルク市に置く。

履行地および裁判管轄地はハイデルベルク市である。

本会の会計年度は暦年である(1月1日に始まり12月31日に終わる)。

§2 会の目的

1. 本会は、ライン・ネッカー地域の(助けを必要とする)日本人、特に高齢者を支援し、援助とケアを目的とする。また、ライン・ネッカー地域における日独交流および日独の情報交換を促進することで、国際理解に貢献することを目的とする。

定款の目的は以下とする:

会員が各人のできることを自発的および名誉職的条件で、援助を希望する日本人に対して様々なサービスの供給をし、地域的ネットワークを作り維持する

これらのサービスには、特に以下が含まれる:

- a) 役所や公共機関等に対応する日本人への言語面におけるサポート
- b) 日本食の提供
- c) 精神面・文化面のケア

2. 本会は現在有効な租税基本法(§51~§68 AO)の「税制優遇目的」の項の意味において、慈善活動を目的とする。

3. 本会の活動は非営利であり、公益的目的のみを追求する。当会は民主主義の原則に従って運営され、政治的・宗教的な拘束を受けない。

4. 本会の資金は、定款に定められた目的にのみ使用することができる。会員は、本会の資金から利益分配または寄付を受けない。会員の退会時、または本会が解散もしくは廃止時にも、本会の資産の分配を受けない。

何人も、本会の目的にそぐわない経費や不相当に高額な報酬によって優遇されてはならない。

5. 本会の役職者はすべて名誉職として活動する。但し、必要経費の払い戻しを受ける権利を有する。

§3 会員資格の取得

1. 完全な行為能力を有する自然人または法人は、誰でも本会の会員になることができる。本会への入会申請は、入会を決定する役員会宛とする。
2. 入会は、文書で申請するものとする。その入会の諾否は役員会が決定する。本会の目的に反する場合は、入会を認めない。

入会を拒否された会員は、不服を申し立てることができる。不服申し立ては、不承認通知受領後1ヶ月以内に文書で役員会に提出しなければならない。
不服申立てについては、次回の総会で決定する。

3. 会員は、本会のために活動することが義務付けられている。
また、会員は定款を遵守し、決議事項を守り、また遂行するものとする。
会員資格の譲渡および世襲はできない。

§4 会員資格の終了

会員は以下の理由により資格を喪失する：

- a) 死亡
- b) 自由意志による退会
- c) 会員名簿からの削除
- d) 除名

自由意志による退会は、年度末（12月31日）までに役員会に書面で申し出ることによって行われる。退会は暦年末（12月31日）に認められる。

二度の督促にもかかわらず会費を1年以上滞納した場合、役員会の決議により会員名簿から削除することができる。その削除については、その会員に通知するものとする。

会員が本会の利益に著しく反する行為をした場合は、その会員は役員会の決議により除名することができる。議決に先立ち、適切な期限を設け、その会員が個人的に出頭、或いは書面により役員会に対し説明を行う機会が与えられるものとする。退会又は除名会員は本会の資産に対する要求はできない。

§5 会費

各会員より会費を徴収するものとする。

会費は年会費である。会費は、毎年2月1日までに当年度分を前納する。会費の額は総会で決定される。

§6 会の組織

1. 本会の組織は以下の通りである。

- a) 会員総会（以下、総会と表記）
- b) 役員会

2. 総会において、各会員は1票の投票権を有する。会員は、投票権を行使する権限を書面にて委任することができる。委任状は総会ごとに別途提出するものとする。各会員は一票以上の投票権を代理することはできない。

3. 総会は役員会が必要に応じて、少なくとも年1回会員を招集する。

案内は、議題を記載した上で、役員会が総会の3週間前までに文書にて通知する。各会員は、総会の15日前までに議題を提案することができる。

議題は主として以下の事項を含むものとする。

- a) 年次報告
- b) 決算報告
- c) 報告書に関わる討議
- d) 役員の免責
- e) 新役員の選出
- f) 新監査役の選出
- g) 年会費の額の決定
- h) 定款の確定および変更
- i) 会員から提出された議案の決議

臨時総会は、以下の場合に招集される：

- a) 本会のためにやむを得ない場合
- b) 会員の三分の一から要請があった場合
- c) または役員会が必要と認めた場合

4. 役員会は以下構成される。

- a) 代表
- b) 副代表

- c) 会計
- d) 書記
- e) 広報

当会は、非司法上及び司法上、（BGB 民法 § 26 の定めるところにより）次の a) から c) の役員会メンバーのうち 2 名によって代表される。

§ 7 会員総会

1. 総会は以下の事項に専ら責任を負う：

- a) 役員会から提出された年次報告書および会計報告書の承認、報告書の討議、役員会の免責、次年度の予算案の承認
- b) 年会費の額の決定
- c) 役員会メンバーの選出および解任
- d) 名誉会員の任命
- e) 定款の決定および変更
- f) 本会の解散に関する決議
- g) 会員から提出された議案の決議

2. 総会は非公開である。総会議長はゲストの参加を認めることができる。総会の議長は代表が務め、これに支障がある場合は副代表もしくは他の役員が務める。選挙時は、投票とそれに先立つ討議中は、総会の進行を選挙管理人または選挙委員会に委任することができる。

3. 総会は、委任状による代理人を含む会員の 1/3 以上の出席をもって定足数とする。総会が定足数に達しない場合は、新たに総会を招集しなければならない。この場合、総会は、たとえ会員の 1/3 が出席していなくても決議が可能である。総会は通常、有効票の単純多数決で決議される。棄権は無効票として扱う。

4. 定款改正、および目的の変更の決議は、出席会員の 3/4 以上の賛成を必要とする。

本会の解散は、出席会員の 3/4 以上の賛成を必要とする。賛否同数の場合は否決とみなされる。採決方法は総会で決定される。

5. 役員選出選挙には以下のことが適用される：最初の投票で有効票の過半数を獲得した候補者が一人もいない場合、得票数が最も多かった 2 人の候補者の間で決選投票を行う。

6. 本会の会計は、2 名の監査人によって監査される。監査人は総会で会員によって選出され、任期は 2 年である。再選は一度のみ認められる。監査人は、本会の全財産を何時でも監査できな

なければならない。監査は少なくとも年1回（総会の前）実施される。監査人は総会において調査報告を行う。要請により役員会は免責される。

7. 書記が、会員総会の議事録を作成する。議事録には、書記、総会議長、および役員的一名が署名しなければならない。

§8 役員会

1. 役員会は総会において、出席会員の単純多数決により、任期2年で選出される。
選挙は挙手による公開選挙によって行われる。要請があれば、選挙は無記名投票で行われるものとする。
複数の役員会役職を一人で兼務することは認められない。再選は認められる。役員会の役職は基本的に無報酬とするが、名誉職の職務遂行に伴う、現金の立替、旅費等は支払われるものとする。役員が任期中に辞任した場合、役員会は、辞任した委員の残りの任期を務める代理を選出するものとする。

2. 役員会の任務

役員会は、総会で明白にされていない諸々の業務を執り行う。
特に以下の業務を行う：

- a) 会員総会の準備と議題の作成
- b) 会員総会の招集
- c) 会員総会の決議の実行
- d) 年次報告の作成
- e) 会計報告の作成
- f) 次年度の予算と活動計画の立案
- g) 年会費額の提案
- h) 会員総会に提出されたすべての質問と動議の事前準備

3. 役員会の招集

役員会は必要に応じて招集されるが、少なくとも年2回開催されなければならない。
役員会は、役員3/1が文書で招集を要請した場合に招集される。
招集は文書により、三週間前の招集期日を遵守するものとする。

4. 役員会の決議

役員会は、その構成員の過半数の出席で定足数となる。
役員会は、出席者の過半数により決議を行う。
可否同数の場合は、代表または代表が欠席の場合は、議長が決定票を持つものとする。

可決された決議は文章に記し、議長および書記が署名する。

§ 9 個人情報保護方針

1. 会員入会時に、本会は新会員の住所、年齢を入手する。これらの情報は、代表、副代表、及び会計の電子情報システムに保存される。個人情報は、第三者がこれを知ることができないよう、適切な技術的・組織的措置によって保護される。

その他の情報、例えば電話、ファックス番号、非会員情報等は、会の目的遂行上有用であれば、基本的に会内部で使用される。

2. すべての会員は、会員名簿の写しを受け取る。会員名簿に記載された個人情報は、本会に関連する目的にのみ使用するものとする。
3. 退会時には、会員名簿から氏名、住所、生年月日を削除する。会計業務に関する退会者の個人情報は、税法の規定に基づき、役員会が退会を書面で確認した日から最長 10 年間保存される。

§ 10 会の解散

1. 本会の解散は、会時に § 7 第 4 項に定められた総会での多数過半数の同意をもってのみ決定される。
2. 総会は、清算人または清算人の任命についても決定する。
本会が解散もしくは廃止された場合、または税制優遇が消滅した場合、本会の資産は公益法人ハイデルベルク日本語補習授業校に譲渡されるものとする：

Japanische Ergänzungsschule Heidelberg e.V.
c/o Hölderlin-Gymnasium
Plöck 40-42
69117 Heidelberg

これを公益的慈善、または教会目的以外での使用は認められない。

上記の定款変更は、2024 年 3 月 17 日にドッセンハイムで開催された年次総会において合法的に決議された。

注（本定款は独文よりの翻訳であり、法的には登記所に登記された際の独文が有効となる）